

令和 7 年度答申第 4 号
令和 7 年 7 月 2 4 日

松戸市教育委員会
教育長 波田 寿一 様

松戸市情報公開審査会
会 長 井 川 信 子 印

公文書の非開示決定に対する審査請求に係る諮問について（答申）

令和 2 年 6 月 1 1 日付け松教生企第 6 1 号をもって諮問のあった公文書非開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、別紙のとおり答申する。

答 申

1 審査会の結論

松戸市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行った本件処分は、妥当である。

2 本件審査請求までの経過

(1) 審査請求人は、令和2年3月2日付け公文書開示請求書により、「松戸市いじめ防止対策委員会（以下「本件委員会」という。）についての定めが分かる公文書一切。ただし、松戸市の例規集で公開になっているものを除く。たとえば、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）や松戸市いじめ防止対策委員会条例（平成27年松戸市条例第16号。以下「委員会条例」という。）その他関連法規に基づく、要綱、要領、ガイドライン、内規、本件委員会の要綱、要領、ガイドライン、内規、委員会条例第9条に基づき、教育委員会が本件委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定めたもの。仮に改定されていれば、改定前のものや改定後のもの一切。その廃棄記録、上記の添付文書、上記の関連文書、上記に類する文書等々、とにかく全て。ひろく解釈して御特定下さい。

なお、非開示・部分開示・不存在・存否応答拒否・適用除外については、全てその通知が必要です。請求した情報を全部であれ一部であれ廃棄した場合には、当該情報は廃棄したということを示す情報も全て開示請求の対象に含めます。そして、いかなる決定であれ、当該情報の保存期間および保存期間の変更および保存期間に関する分類等および保存期間に関する分類等の変更等々を示す情報も全て開示請求の対象に含めます。」について、松戸市情報公開条例（平成13年松戸市条例第30号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、本件公文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）をした。

(2) 本件開示請求に対して、令和2年3月13日付け公文書非開示決定通知書により、本件処分を行った。

(3) 審査請求人は、本件処分を不服として、令和2年4月1日付け審査請求書により、本件審査請求を行った。

(4) 審査請求人は、令和2年7月17日付け反論書を提出した。

3 本件審査請求の趣旨及び理由

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件審査請求の趣旨

本件処分を取り消して、請求対象文書をさらに特定したうえで、請求した情報は、全て開示するとの裁決を求める。

公益上の理由による裁量的開示を実施することを求める。

(2) 本件審査請求の理由

文書の探索が不十分であるか、または、対象文書を情報公開の適用除外か解釈上の不存在と判断することが違法である。対象情報が本件で特定されたもので尽くされているとは到底考えられない。実際、処分庁は、かねてから文書の特定漏れを繰り返してきた。本件委員会にかかる内規等が存在するはずである。

本件非開示箇所は、いずれも、条例第10条第2項に該当しない。

本件非開示決定により不開示とされたことも、学校・教育委員会によるいじめ自殺の隠蔽に対する追及を妨害するものとして行なわれたものであると言わざるを得ず、情報公開制度を根幹から否定するものに他ならない。処分庁による非開示決定権限及び、不存在決定権限の濫用である。

本件処分は、松戸市の例規集で公開になっているもの以外の対象公文書を保有していないことにつき理由附記の点でも不備があり、条例第10条第2項及び第3項並びに松戸市行政手続条例（平成8年松戸市条例第16号）第8条各項並びに第14条第1項及び第3項に違反する。

4 処分庁の説明

処分庁の説明は、おおむね次のとおりである。

(1) 本案の弁明の趣旨

本件審査請求を棄却することを求める。

(2) 本件処分の理由

ア 文書の特定について

本件委員会についての定めが分かる公文書は、松戸市の例規集で公開になっているもの以外は作成も保有もしていないため公文書が存在しない。

イ その他

審査請求の趣旨の項に記載されている裁量的開示については、条例においてこのような規定はなく、主張自体失当である。

5 審査会の判断

本件処分に対する審査会の判断は、次のとおりである。

(1) 文書の特定について

ア 開示請求の手続きにおいては、「公文書の名称その他の開示請求に係

る公文書を特定するに足りる事項」(条例第6条第1項第2号)を記載し、処分庁は記載内容に基づき文書の特定を行う。開示請求者は、一般的に行政事務に通じていないことが多いことから、公文書を特定するに足りる事項を的確に記載することが困難な場合があるため、処分庁は、条例第1条記載の目的の趣旨に鑑み、請求者の権利を最大限尊重し、文書の特定を行う必要がある。(条例第3条第1項)

イ 本件において開示請求のあった文書は、「本件委員会についての定めが分かる公文書一切。ただし、松戸市の例規集で公開になっているものを除く。」であるが、処分庁は、本件委員会についての定めが分かる公文書は、松戸市の例規集で公開になっているもの以外は作成も保有もしていないため公文書が存在しないことから、文書不存在により非開示としている。

ウ 当審査会において、処分庁に対し調査を行ったところ、本件委員会に関する規程は委員会条例のみであり、他の定め等は存在しないとのことである。委員会条例第9条において、「必要な事項は、教育委員会が別に定める。」と規定されていることから、別の定めの有無について確認したところ、これまで特に問題なく運営等が行われていることから別の定めについては作成していないとのことであった。また、本件委員会類似の附属機関である松戸市いじめ調査委員会においては運営要綱が存在することから、同様の要綱や指針等の有無についても確認したところ、本件委員会と松戸市いじめ調査委員会は別の機関であり、松戸市いじめ防止対策委員会が教育委員会に属しているのに対して、松戸市いじめ調査委員会は市長部局に属しており、所管部署も異なり、全ての附属機関において同じ定めが作成されているわけではなく、本件委員会には同様の内規は存在しないとの回答であった。さらに、他の定め等の存在についても確認したが、処分庁の説明に不自然な点は認められなかった。

(2) 理由附記の不備について

条例第10条第3項は、「全部又は一部を開示しないときは、開示請求者に対し、当該各項に規定する書面によりその理由を示さなければならない。この場合においては、開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠が、当該書面の記載自体から理解されるものとしなければならない。」と規定している。とすると、理由附記にあたっては、①開示しない根拠条文、②当該条文を適用する根拠、を記載する必要がある。

本件処分においては、本件処分通知書において、①非開示条項、②適用する根拠は示されており、理由附記不備の違法は認められない。

(3) 裁量的開示について

審査請求人の主張する裁量的開示については、条例に規定を欠くため適用できない。

6 結論

以上により、審査会としては、「1 審査会の結論」のとおり判断する。
当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

審査会の処理経過

年 月 日	内 容
令和 2年 6月11日	諮問書の受理
令和 7年 3月17日	第1回審査会（諮問の報告・審議）
令和 7年 4月24日	第2回審査会（審議）
令和 7年 5月22日	第3回審査会（審議・意見陳述）
令和 7年 6月24日	第4回審査会（審議・理由説明）
令和 7年 7月24日	第5回審査会（審議）